

福岡県公報

平成二十六年三月十八日
第三千五百八十号
増刊 ①

目次

告示 (第二百三十七号)

○福岡県農業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示

訓令 (第四号・第五号)

○福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程等の一部を改正する訓令

○福岡県母子福祉協力員規程の一部を改正する訓令

告示

福岡県告示第二百三十七号

福岡県農業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業総合試験場種苗等配布規程の一部を改正する告示

福岡県農業総合試験場種苗等配布規程(昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十八号

)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程

第一条中「福岡県農業総合試験場」を「福岡県農林業総合試験場」に改める。

第三条中「福岡県農業総合試験場長」を「福岡県農林業総合試験場長」に改める。

様式第一号から様式第三号までの様式中「福岡県農業総合試験場種苗等配布規程」を「福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程」に、「福岡県農業総合試験場種苗等配布規程」を「福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程」に改める。

様式第一号から様式第三号までの様式中「福岡県農業総合試験場種苗等配布規程」を「福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程」に改める。

試験場種苗等配布規程」に、「日本工業規格 B5」を「日本工業規格 A4」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第四号

環境部

農林事務所

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程(平成二十四年三月福岡県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「狩猟」を「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(次号に掲げるものを除く。)」に改め、同項に次の一号を加える。

六 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(鳥獣による生活環境及び農林水産業に係る被害の防止並びに狩猟の目的とするものに限る。)の指導及び取締りの実施に関すること。

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

第七条 保護員は、その職の信用を傷つけ、又は保護員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第八条 保護員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、知事の許可を受けなければならない。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

巡 視 報 告 書

(月分)

日(曜日)	巡視した区域又は箇所	業 務 内 容	巡 視 の 状 況
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等の指導・取締 (狩猟以外)	
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等の指導・取締 (狩猟以外)	
()		<input type="checkbox"/> 保護区等の管理 <input type="checkbox"/> 鳥獣保護に係る指導・普及啓発 <input type="checkbox"/> 鳥獣に関する諸調査 <input type="checkbox"/> 狩猟の指導・取締 <input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等の指導・取締 (狩猟以外)	

その他連絡事項等

日(曜日)	内容
()	

年 月 日

〇〇〇市町村〇〇〇〇地区 鳥獣保護員氏名 〇〇〇〇〇〇 印

(注) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

巡視の状況の欄には、次のことを記入すること。

- 1 巡視した区域又は箇所の状況
- 2 第5条の規定により警察官及び法第76条の司法警察員に通報したことがあるときは、その詳細の説明
- 3 その他参考となる事項

(日本工業規格A4)

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する旧様式による巡視報告書の用紙については、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県訓令第五号

福 祉 労 働 部

福祉労働部関係出先機関

福岡県母子福祉協力員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県母子福祉協力員規程の一部を改正する訓令

福岡県母子福祉協力員規程(昭和三十四年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「法附則第三条に規定する父母のない児童並びに福岡県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十五年福岡県規則第八号。以下「規則」という。) 第二条に規定する寡婦」を「同条第三項に規定する寡婦並びに法附則第三条第一項に規定する父母のない児童」に改める。

第三条第一項第一号中「第十条第一項各号に規定する資金並びに規則第三条」を「第十三条第一項各号(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(信用失墜行為の禁止)

第四条 協力員は、その職の信用を傷つけ、又は福岡県職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。